

平成 20 年 3 月定例会
提出議案概要

石 垣 市

条例案	18件(新制定4件)
予算案	17件(補正7件)
その他	12件
計	47件

条 例 (18 件)

件 名	概 要
<p>議案第 29 号 石垣市健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例</p> <p>[保健福祉部：健康福祉センター]</p>	<p>市健康福祉センター施設使用料の額の適正化を図るため、条例を一部改正するもの (改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集団検診ホール使用料を1時間「2,200円」から「4,000円」に改める。 2 2階視聴覚室使用料を1時間「500円」から「1,500円」に改める。 3 1階第1・第2研修室、2階会議室、調理実習室、及び2階第1・第2和室研修室使用料を1時間「500円」から「1,000円」に改める。 <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 30 号 石垣市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>[保健福祉部：障がい福祉課]</p>	<p>後期高齢者医療制度の創設及び老人保健法の名称が改正されたことに伴い、所要の改正及び字句の整理を行うため、条例を一部改正するもの (改正内容)</p> <p>条例第 2 条第 1 項に規定する「医療保険各法」に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、それに伴う関係条項を改める。</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>

<p>議案第 31 号 石垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)の施行に伴い、葬祭費等の支給に関し、「併給調整」に関する規定を設ける必要があるため、条例を一部改正するもの (改正内容) 条例第 8 条に第 2 項として「併給調整」の条文を加えるもの</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 32 号 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>国民健康保険税に後期高齢者医療制度の創設に伴い、条例を一部改正するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第 2 条の課税額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定基準額を定めるもの 2 条例第 2 条の次に第 2 条の 2 として端数計算の条文を加えるもの <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 33 号 石垣市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>〔保健福祉部：介護長寿課〕</p>	<p>税制改正の影響により、介護保険料が大幅に上昇する者について、平成 18 年度及び平成 19 年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成 20 年度も講ずることができるよう規定を整備した「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が平成 19 年 12 月 12 日に公布されたので、条例を一部改正するもの (改正内容) 附則に平成 20 年度における保険料率の特例を加える。</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 34 号 石垣市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>平成 20 年 4 月 1 日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、後期高齢者医療制度が実施されることから、本市の行う事務について定める必要があるため、条例を制定するもの (主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市において行う事務について定める。(第 2 条) 2 保険料を徴収すべき被保険者について定める。(第 3 条) 3 普通徴収に係る保険料の納期について定める。(第 4 条) 4 保険料の督促手数料及び延滞金について定める。(第 5・6 条) 5 罰則について定める。(第 7・8・9 条) <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>

<p>議案第 35 号 石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔保健福祉部：児童家庭課〕</p>	<p>老人保健法の一部改正に伴う関係規定の削除及び字句の整理を行うため、条例を一部改正するもの</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>																										
<p>議案第 36 号 石垣市景観地区条例</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>調和のとれた個性豊かな景観の形成に関し、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 61 条第 1 項の規定に基づき、都市計画で定める景観地区内における建築物、工作物、開発行為等の制限に関し必要な事項を定めることにより、石垣らしい景観をつくり育てるという理念のもと、快適で潤いのあるふるさとを創造することを目的とするもの （理由）</p> <p>都市計画法第 8 条第 1 項第 6 号の「景観法第 61 条第 1 項に規定する景観地区」の決定に伴い、地区内の風景の特性を活かした町並みの創出及び良好な景観を形成する必要があることから、景観法第 72 条第 1 項及び第 73 条第 1 項の規定により、工作物及び開発行為等に関して必要な制限を定めるため条例を制定するもの</p> <p>公布の日から施行</p>																										
<p>議案第 37 号 石垣市中央運動公園条例の一部を改正する条例</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>新たに設置される中央運動公園ブルペン及び中央運動公園打撃ゲージに係る利用時間及び利用料の額を定めるため、条例を一部改正するもの</p> <p>1 利用時間 9時から21時まで 2 利用料</p> <p>中央運動公園ブルペン</p> <table border="1" data-bbox="655 1435 1362 1653"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用目的</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">基準額（1 枠）</th> </tr> <tr> <th>1 時間</th> <th>1 時間（夜間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人利用</td> <td>小・中・高校生</td> <td>100 円</td> <td>200 円 （照明を含む）</td> </tr> <tr> <td>大学生・一般</td> <td>200 円</td> <td>300 円 （照明を含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>中央運動公園打撃ゲージ</p> <table border="1" data-bbox="655 1733 1362 1951"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用目的</th> <th rowspan="2">利用者</th> <th colspan="2">基準額（1 枠）</th> </tr> <tr> <th>1 時間</th> <th>1 時間（夜間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人利用</td> <td>小・中・高校生</td> <td>500 円</td> <td>600 円 （照明を含む）</td> </tr> <tr> <td>大学生・一般</td> <td>1,000 円</td> <td>1,100 円 （照明を含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>	利用目的	利用者	基準額（1 枠）		1 時間	1 時間（夜間）	個人利用	小・中・高校生	100 円	200 円 （照明を含む）	大学生・一般	200 円	300 円 （照明を含む）	利用目的	利用者	基準額（1 枠）		1 時間	1 時間（夜間）	個人利用	小・中・高校生	500 円	600 円 （照明を含む）	大学生・一般	1,000 円	1,100 円 （照明を含む）
利用目的	利用者			基準額（1 枠）																							
		1 時間	1 時間（夜間）																								
個人利用	小・中・高校生	100 円	200 円 （照明を含む）																								
	大学生・一般	200 円	300 円 （照明を含む）																								
利用目的	利用者	基準額（1 枠）																									
		1 時間	1 時間（夜間）																								
個人利用	小・中・高校生	500 円	600 円 （照明を含む）																								
	大学生・一般	1,000 円	1,100 円 （照明を含む）																								

<p>議案第 38 号 石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>新たな市営住宅及び駐車場が整備されたことにより、その名称及び位置を追加するため、条例を一部改正するもの</p> <p>別表に次の住宅及び駐車場を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石垣市大里第二市営住宅 2 石垣市大里第二市営住宅駐車場 3 石垣市星野第二市営住宅 4 石垣市星野第二市営住宅駐車場 5 石垣市白保市営住宅 6 石垣市白保市営住宅駐車場 <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>												
<p>議案第 39 号 石垣市蔵元駐車場条例</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>中心市街地における駐車需要に応じ、もって中心市街地の発展に寄与するため石垣市蔵元駐車場を設置し、管理するため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、条例を制定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 石垣市蔵元駐車場 2 位置 登野城 3 番地の 2 3 使用料 <table border="1" data-bbox="691 1182 1374 1417"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通自動車</td> <td>最初の 1 時間まで</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>以後 1 時間ごとにつき</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>駐車券を紛失した場合</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>定期駐車券（月額）</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>	自動車の種類	使用区分	使用料	普通自動車	最初の 1 時間まで	100 円	以後 1 時間ごとにつき	100 円	駐車券を紛失した場合	2,400 円	定期駐車券（月額）	5,000 円
自動車の種類	使用区分	使用料											
普通自動車	最初の 1 時間まで	100 円											
	以後 1 時間ごとにつき	100 円											
	駐車券を紛失した場合	2,400 円											
	定期駐車券（月額）	5,000 円											
<p>議案第 40 号 石垣市港湾施設管理条例の一部を改正する条例</p> <p>〔建設部：港湾課〕</p>	<p>バス専用駐車場使用料の額を定めるため、条例を一部改正するもの （改正内容） バス専用駐車場 1 区画 1 月につき 10,000 円とするもの</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>												

<p>議案第 41 号 石垣市立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔教育委員会：学務課〕</p>	<p>幼稚園保育料の適正化を図るため、条例を一部改正するもの（改正内容） 保育料を園児 1 人につき年額「54,000 円」から「60,000 円」に改めるもの</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 42 号 石垣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>社会情勢の変化等に応じて、通勤手当の適切な見直しを行うため、所要の改正を行うもの（改正内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通勤手当の月額について、1 箇月の通勤に要する運賃等の相当額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円とするもの 2 通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の月額について、通勤距離を考慮して「2,700 円以上 22,700 円を超えない範囲」を「2,000 円以上 20,900 円以上を超えない範囲」に改めるもの <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 43 号 石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>〔総務部：総務課〕</p>	<p>社会情勢の変化に伴い、業務内容の変更に伴って、特殊勤務手当の適切な見直しを行うため、条例を全部改正するもの 特殊勤務手当の見直しについては、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする場合に措置する」という原則に立ち、次の視点から見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">行政改革大綱 国等との整合性 日額措置の原則 特殊性が薄れているもの</p> <p>（主な改正内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林野取締手当・ボイラー取扱手当・高圧電気取扱手当・年末年始勤務手当・クリーンセンター等勤務手当を廃止する。 2 保育手当 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育業務に従事したとき「月 3,000 円」を「日 150 円」とする。 (2) 保育所長業務に従事したとき「月 5,000 円」を「日 250 円」とする。 3 暴風雨時勤務手当 時間給を「定額 1,200 円」とする。 4 現金取扱手当「月 2,700 円」を「月 1,500 円」とする。 5 狂犬病予防等手当 野犬処理手当「月 2,000 円」及び狂犬病予防手当「月 1,000 円」を統合し、「日 100 円」とする。 <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>

<p>議案第 44 号 石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>[総務部：総務課]</p>	<p>1 固定資産評価審査委員会は、地方税法により設置が義務付けられ、委員の職務は、高度な専門知識を必要とするため、その職責から特別職として位置づけるとともに、報酬を見直す。</p> <p>2 顧問弁護士については、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、平成 16 年 4 月 1 日から個々の弁護士がその基準を定めることとされているため、規定額の以内として報酬の適正化を図る必要がある。</p> <p>3 学校図書事務嘱託員及び学校給食調理嘱託員については、学校教育分野における市民ニーズに的確に応えるため、嘱託員として高い専門性と技術を有する人材を確保する必要がある。</p> <p>4 国民健康保険徴収員を国民健康保険徴収指導員に改め、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する嘱託員と位置づけることにより、その身分の保障及び徴収業務の強化を図る。</p> <p>(改正内容) 下記の特別職の職員で非常勤のものの報酬について定める。</p> <p>1 固定資産評価審査委員会の委員長は、「1 日 5,500 円」、委員は、「1 日 5,000 円」とする。</p> <p>2 顧問弁護士の報酬を「月 80,000 円」から「月 80,000 円以内」とする。</p> <p>3 学校図書事務嘱託員は、「月 144,000 円」とする。</p> <p>4 学校給食調理嘱託員は、「月 137,200 円」とする。</p> <p>5 国民健康保険徴収指導員は、「月固定割 70,000 円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額」とする。</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 45 号 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>[企画部：企画調整室]</p>	<p>石垣市行政改革大綱及び集中改革プランを推進するため職員定数を見直すもの</p> <p>(改正内容)</p> <p>1 市長事務部局及び教育委員会事務局においては、現況に即した職員定数とするためそれぞれ減員する。</p> <p>市長部局 362 人 352 人(10 人減) 教育委員会 166 人 154 人(12 人減)</p> <p>2 消防機関の職員については、近年の救急搬送業務の増加に伴い、市民生活の安心安全を確保し、消防体制の一層の充実を期すため、増員する。</p> <p>消防本部 53 人 55 人(2 人増)</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日から施行</p>

議案第 46 号
石垣市農村公園条例

農村地域に憩いの場を提供することにより、地域住民の健康増進に寄与するとともに、農業地域の活性化を図るため、農村公園を設置し、同公園を管理するため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、条例を制定するもの

施設一覧表

名 称	位 置
於茂登農村公園	字真栄里真栄里山 1111 番地の 23
大里農村公園	字白保竿根田原 1794 番地の 9
星野農村公園	字桃里伊野田 165 番地の 56
伊野田農村公園	字桃里伊野田 177 番地の 36
三和農村公園	字大浜内原 2075 番地の 173
川原農村公園	字大浜牧場 2064 番地の 627
宮良農村公園	字宮良田原 335 番地の 1
白保農村公園	字白保白保 186 番地

〔農林水産部：むらづくり課〕

平成 20 年 4 月 1 日から施行

予 算 (17 件) 補正 7 件 当初 10 件

件 名	概 要						
<p>議案第 12 号 平成 19 年度石垣市一般会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>〔企画部：財政課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 261,251 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,736,459 千円とするものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入については、事業費の確定に伴う国庫・県補助金、市債等の補正が主なものである。</p> <p>歳出については、事業費の確定及び不用額等の整理に伴う補正が主なものである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補正前の額</th> <th style="width: 33%;">補 正 額</th> <th style="width: 33%;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19,997,710</td> <td style="text-align: center;">261,251</td> <td style="text-align: center;">19,736,459</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	19,997,710	261,251	19,736,459
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
19,997,710	261,251	19,736,459					
<p>議案第 13 号 平成 19 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,731 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,709,669 千円とするものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入については、退職被保険者等に係る療養給付費交付金が 13,366 千円の増で、その他の補助金では交付決定による整理等が主なものである。</p> <p>歳出については、一般被保険者に係る療養給付費などで 35,491 千円の増額が見込まれ、その他の歳出では所要見込額の整理を行うなどが主なものである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">補正前の額</th> <th style="width: 33%;">補 正 額</th> <th style="width: 33%;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,704,938</td> <td style="text-align: center;">4,731</td> <td style="text-align: center;">6,709,669</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補 正 額	補正後の額	6,704,938	4,731	6,709,669
補正前の額	補 正 額	補正後の額					
6,704,938	4,731	6,709,669					

<p>議案第 14 号 平成 19 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>〔保健福祉部：介護長寿課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17,073 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,624,319 千円とするものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>歳入については、第 1 号被保険者特別徴収保険料の増及び普通徴収保険料の減、介護給付費減に伴う国・県・支払基金交付金・繰入金の減が主なものである。</p> <p>歳出については、介護・予防サービス給付費及び任意事業費の減が主なものである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,641,392</td> <td style="text-align: center;">17,073</td> <td style="text-align: center;">2,624,319</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	2,641,392	17,073	2,624,319
補正前の額	補正額	補正後の額					
2,641,392	17,073	2,624,319					
<p>議案第 15 号 平成 19 年度石垣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,200 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 223,453 千円とするものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>農村下水道使用料を減額する。また、宮良白保地区及び石垣東部地区の農業集落排水補助事業を完全執行に係る事業費組替えするものである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">224,663</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">223,453</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	224,663	1,200	223,453
補正前の額	補正額	補正後の額					
224,663	1,200	223,453					
<p>議案第 16 号 平成 19 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 162,076 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 157,826 千円とするものである。</p> <p>（主な内容）</p> <p>歳入については、保留地処分金の減額、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額、区画整理事業債減額が主なものである。</p> <p>歳出については、事業費（委託料、補償費）の減額と一時借入金利子の減額が主なものである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">319,902</td> <td style="text-align: center;">162,076</td> <td style="text-align: center;">157,826</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	319,902	162,076	157,826
補正前の額	補正額	補正後の額					
319,902	162,076	157,826					

<p>議案第 17 号 平成 19 年度石垣市港湾事業特別 会計補正予算（第 3 号）</p> <p>〔建設部：港湾課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194,217 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,322,889 千円とするものである。</p> <p>（主な内容） 歳入については、土地売払収入に係る増額が主なものである。 歳出については、執行残の減額と一般会計への繰出金が主なものである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,128,672</td> <td style="text-align: center;">194,217</td> <td style="text-align: center;">1,322,889</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	1,128,672	194,217	1,322,889
補正前の額	補正額	補正後の額					
1,128,672	194,217	1,322,889					
<p>議案第 18 号 平成 19 年度石垣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>〔建設部：下水道課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,035 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 841,884 千円とするものである。</p> <p>（主な内容） 歳入については、基金繰入金の減額及び消費税還付金の増額補正などが主なものである。 歳出については、人件費の増減額及び不用額の整理が主なものである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">843,919</td> <td style="text-align: center;">2,035</td> <td style="text-align: center;">841,884</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	843,919	2,035	841,884
補正前の額	補正額	補正後の額					
843,919	2,035	841,884					
<p>議案第 19 号 平成 20 年度石垣市一般会計予算</p> <p>〔企画部：財政課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,155,000 千円と定めるものである。</p> <p>（主な内容） 歳入については、市税の増、地方交付税、財産収入及び市債の減に財政調整基金の繰入れが主なものである。 歳出については、投資的の減及び義務的経費の抑制を図った。主な新規事業は、宮良小学校屋内運動場増改築、あまかわ幼稚園園舎増改築等が主なものである。 予算規模は、対前年度比 1.8%の減である。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19,155,000</td> <td style="text-align: center;">19,501,000</td> <td style="text-align: center;">346,000</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算額	前年度予算額	比較	19,155,000	19,501,000	346,000
本年度予算額	前年度予算額	比較					
19,155,000	19,501,000	346,000					

議案第 20 号

平成 20 年度石垣市国民健康保険
事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,732,539 千円
と定めるものである。

(主な内容)

平成 20 年度国民健康保険事業特別会計では、医療制度改革により、予算科目の改定などに大きな変化が生じている。

歳入については、後期高齢者支援金等に係る保険税率の区分 特定健診等の実施に伴う国・県負担金 前期高齢者の偏在を調整するための前期高齢者交付金などが新たに創設された。

歳出については、これまでの高額医療費が介護療養費との合算により算定する高額介護合算療養費制度 後期高齢者医療費制度を支援する後期高齢者支援金 前期高齢者の偏在を調整するための前期高齢者納付金などが創設される。

(単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
5,732,539	5,605,312	127,227

[保健福祉部：健康保険課]

議案第 21 号

平成 20 年度石垣市老人保健事業
特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 412,773 千円
と定めるものである。

この老人保健事業特別会計は、後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、経過措置で平成 22 年度まで継続設置される予定である。

(単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
412,773	3,355,290	2,942,517

[保健福祉部：健康保険課]

議案第 22 号

平成 20 年度石垣市介護保険事業
特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,671,822 千円
と定めるものである。

(主な内容)

歳入については、第 1 号被保険者保険料、国・県・支払基金交付金、繰入金等を財源とするものである。

歳出については、人件費等の義務的経費に加え、賦課徴収費、認定調査費、介護・予防サービス給付費、相談事業費、任意事業費等が主なものである。

(単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
2,671,822	2,710,717	38,895

[保険福祉部：介護長寿課]

<p>議案第 23 号 平成 20 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>〔保健福祉部：健康保険課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 281,179 千円と定めるものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>後期高齢者医療特別会計は、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が創設されることにより設置する特別会計である。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="722 495 1358 595"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>281,179</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算額	前年度予算額	比較	281,179		
本年度予算額	前年度予算額	比較					
281,179							
<p>議案第 24 号 平成 20 年度石垣市農業集落排水事業特別会計予算</p> <p>〔農林水産部：むらづくり課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 411,778 千円と定めるものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入については、農村下水道使用料、国・県補助金、繰入金、事業債である。</p> <p>歳出については、今年度より石垣東部地区(大浜磯辺集落)に、管路の整備を実施するものが主な内容である。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="722 1010 1358 1111"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>411,778</td> <td>214,528</td> <td>197,250</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算額	前年度予算額	比較	411,778	214,528	197,250
本年度予算額	前年度予算額	比較					
411,778	214,528	197,250					
<p>議案第 25 号 平成 20 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 180,423 千円と定めるものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入については、保留地処分金 11,359 千円、一般会計繰入金 27,972 千円、基金繰入金 33,000 千円、区画整理事業債 108,000 千円が主な内容である。</p> <p>歳出については、各区画道路の工事費に 20,000 千円、測量設計業務委託、物件補償算定委託に今年度新たに事業計画変更業務委託と画地確定測量委託を加え、委託料として 31,000 千円。物件移転補償に 88,000 千円が主なものである。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="722 1648 1358 1749"> <thead> <tr> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>180,423</td> <td>344,222</td> <td>163,799</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算額	前年度予算額	比較	180,423	344,222	163,799
本年度予算額	前年度予算額	比較					
180,423	344,222	163,799					

議案第 26 号
平成 20 年度石垣市港湾事業特別
会計予算

[建設部：港湾課]

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 899,396 千円と定めるものである。

(主な内容)

歳入については、財産売払いの減額及び国庫補助事業の減によるもので、駐車場使用料の増額、一般会計及び基金からの繰入金を入れて全体として 2 億 823 万 6 千円の減額である。

歳出については、浜崎町ふ頭の舗装改良、新港地区緑地の継続整備、浮棧橋付帯工事、臨港道路整備工事、物揚場付帯工事、浜崎緑地整備工事が主なものである。

(単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
899,396	1,107,632	208,236

議案第 27 号
平成 20 年度石垣市公共下水道事業特別会計予算

[建設部：下水道課]

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 905,693 千円と定めるものである。

(主な内容)

本年度の主な事業は、新川地区、4 号線の石垣中付近から棧橋通り線までの区間、大川地区の下水道管渠布設工事で、総延長にして約 4,290 メートルを実施予定である。

(単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
905,693	829,951	75,742

議案第 28 号

平成 20 年度石垣市水道事業会計
予算

牧中配水池の築造及び新空港への送水管並びに配水管の布
設を行うとともに、老朽管の布設替え等を行う。

・収益的収入及び支出（3 条予算）

	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度	
			増減	比較(%)
収入	1,506,854	1,498,922	7,932	0.5
支出	1,506,854	1,498,922	7,932	0.5

・資本的収入及び支出（4 条予算）

	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度	
			増減	比較(%)
収入	597,887	1,045,114	447,227	42.8
支出	1,096,964	1,524,066	427,102	28.0
収支 差額	499,077	478,952	20,125	4.2

・水道事業総予算

	平成 20 年度	平成 19 年度	対前年度	
			増減	比較(%)
収入	2,104,741	2,544,036	439,295	17.3
支出	2,603,818	3,022,988	419,170	13.9

[水道部：総務課]

その他（12件）

件名	概要
<p>議案第 1 号 市有地の処分について</p> <p>〔総務部：契約管財課〕</p>	<p>水産加工施設及び冷凍冷蔵庫用地に供するために、株式会社ホクガンから公有財産売払願が提出されているが、処分するには、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とするため、議案を提出するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物件の所在地 石垣市八島町 2 丁目 28 番 2 2 処分面積 10,000 平方メートル 3 売却価格 313,500,000 円 4 契約の相手方 那覇市港町 3 丁目 6 番 1 号 株式会社ホクガン 代表取締役 上原 武市
<p>議案第 2 号 石垣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について</p> <p>〔総務部：市民生活課〕</p>	<p>郵政公社の民営化に伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が施行され、石垣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、議会の議決を必要とするため、議案を提出するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定する郵便局の名称 大浜郵便局、白保郵便局、伊原間郵便局、川平郵便局 2 郵便局に取り扱わせる事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本及び除籍抄本 (2) 住民票 (3) 戸籍の附票 (4) 印鑑登録証明書 (5) 納税証明書 <p>以上の交付請求の受付及び写しの引き渡しに関する事務を取り扱わせる。</p>
<p>議案第 3 号 石垣辺地に係る総合整備計画の変更について</p> <p>〔企画部：企画調整室〕</p>	<p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 5 項の規定により、計画の変更について議会の議決を必要とするため、議案を提出するもの（主な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中央運動公園の改修事業等の追加に伴う <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共的施設の整備計画の施設区分毎の事業費の整理 (2) 辺地対策事業債の予定額等の整理 2 施設名に「保育所」「市町村道・橋りょう」を追加する。

<p>議案第 4 号から第 8 号まで 市道の認定について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>路線の認定は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とするため</p> <table border="1" data-bbox="655 324 1380 745"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>起 点 終 点</th> <th>主要な 経過地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>824</td> <td>第 4 舟蔵線</td> <td>新川 2491 番 1 新川 2490 番 1</td> <td></td> <td>無償譲渡</td> </tr> <tr> <td>825</td> <td>白保団地線</td> <td>白保 268 番 267 白保 268 番 267</td> <td></td> <td>市有地</td> </tr> <tr> <td>826</td> <td>空港北側線</td> <td>白保 1959 番 211 盛山 222 番 245</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>827</td> <td>空港南側線</td> <td>盛山 224 番 4 盛山 222 番 227</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>828</td> <td>盛山北側線</td> <td>盛山 175 番 83 盛山 175 番 317</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名	起 点 終 点	主要な 経過地	摘要	824	第 4 舟蔵線	新川 2491 番 1 新川 2490 番 1		無償譲渡	825	白保団地線	白保 268 番 267 白保 268 番 267		市有地	826	空港北側線	白保 1959 番 211 盛山 222 番 245			827	空港南側線	盛山 224 番 4 盛山 222 番 227			828	盛山北側線	盛山 175 番 83 盛山 175 番 317		
路線番号	路線名	起 点 終 点	主要な 経過地	摘要																											
824	第 4 舟蔵線	新川 2491 番 1 新川 2490 番 1		無償譲渡																											
825	白保団地線	白保 268 番 267 白保 268 番 267		市有地																											
826	空港北側線	白保 1959 番 211 盛山 222 番 245																													
827	空港南側線	盛山 224 番 4 盛山 222 番 227																													
828	盛山北側線	盛山 175 番 83 盛山 175 番 317																													
<p>議案第 9 号から第 11 号まで 市道の変更について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>路線の変更は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を必要とするため</p> <table border="1" data-bbox="655 920 1380 1440"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th></th> <th>起 点 終 点</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">788</td> <td rowspan="2">区画縦 1 号線</td> <td>変更前</td> <td>登野城 530 番 3 平得 83 番 1</td> <td>区画整理 地区内道路</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>登野城 530 番 3 平得 94 番 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">162</td> <td rowspan="2">野地原線</td> <td>変更前</td> <td>白保 1034 番 盛山 175 番 57</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>白保 1034 番 盛山 222 番 174</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">177</td> <td rowspan="2">盛山線</td> <td>変更前</td> <td>白保 1960 番 329 白保 1294 番 3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>白保 1960 番 329 盛山 142 番 1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	路線名		起 点 終 点	摘要	788	区画縦 1 号線	変更前	登野城 530 番 3 平得 83 番 1	区画整理 地区内道路	変更後	登野城 530 番 3 平得 94 番 1		162	野地原線	変更前	白保 1034 番 盛山 175 番 57		変更後	白保 1034 番 盛山 222 番 174		177	盛山線	変更前	白保 1960 番 329 白保 1294 番 3		変更後	白保 1960 番 329 盛山 142 番 1		
路線番号	路線名		起 点 終 点	摘要																											
788	区画縦 1 号線	変更前	登野城 530 番 3 平得 83 番 1	区画整理 地区内道路																											
		変更後	登野城 530 番 3 平得 94 番 1																												
162	野地原線	変更前	白保 1034 番 盛山 175 番 57																												
		変更後	白保 1034 番 盛山 222 番 174																												
177	盛山線	変更前	白保 1960 番 329 白保 1294 番 3																												
		変更後	白保 1960 番 329 盛山 142 番 1																												
<p>議案第 47 号 石垣市まちなか交流館ゆんたく家 指定管理者の指定について</p> <p>〔建設部：都市建設課〕</p>	<p>指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提出するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 石垣市まちなか交流館ゆんたく家 位置 石垣市大川 203 番地 2 指定管理者となる団体 株式会社タウンマネジメント石垣 代表取締役 玉 城 亜 康 3 指 定 の 期 間 平成 20 年 4 月 18 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 																														